

学生へのアルバイト紹介に関する制限職種基準

制限基準に抵触するアルバイトについては、求人票を頂いても学生への閲覧に供さない場合があります。

平成27年10月1日 公立大学法人 前橋工科大学

学務課キャリアセンター事務室

区分	業務内容	制限理由及び参考事例
危険を伴う	自動車、バイク等を使用した運転業務	危険度が高く、事故を起こした場合の経済的、精神的負担が多い
	警備員	危険を伴う。ただし会場整理、誘導、受付等は状況により可
	放射線、被爆のおそれがあるもの、薬品等の臨床人体実験など	健康上人体に有害であると思われるもの
	その他労働安全衛生法に定める就業制限があるもの	免許等が必要とされているものなど
法令違反	マルチ、ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律
	労働争議に介入するおそれがあるもの	職業安定法20条
	違約金、損害賠償を予定する業務	労働基準法16条
	最低保証のない出来高払いのもの	労働基準法27条
	選挙の応援に関連する業務	公職選挙法に抵触する可能性があるもの
	営利職業斡旋業者への仲介斡旋(仲介斡旋、アウトソーシング)	職業安定法32条の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)、及び人材派遣業法の趣旨に反する
	労働者災害補償保険未加入のもの(家庭教師を除く)	
教育的見地	不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査	相手の了解が得られずトラブルになるケースがあるため
	訪問販売、勧誘、専門に行う集金、募金等	
	バー、キャバレー、麻雀店等の風俗営業の現場作業	
	住み込み作業	夏季休業等長期の休業期間中は可とする
	街頭での無許可のチラシや景品配り、ポスター貼り(内容に問題があるチラシ配り、無許可の場所へのポスター貼り等の場合)	
	スパイ行為、興信所業務に類する調査	
	成人を対象としたメディア(図書、映像等)	
その他	労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等が明示されていないもの。他と比べて不良又は好条件すぎるものなど、不審と判断されたもの
	人員の限定を条件とするもの	10人中1人でもかけると他の9人を不採用とするもの
	宗教の布教にかかわる活動に関するもの	学内で特定宗教の布教の恐れや紹介をしているとの誤解を与える恐れがある
	長時間(期間)拘束されるもの	長距離トラック助手、旅行添乗員など
	登録制のもの	雇用が不安定で有料のものがある
	学生に不利益な契約を求めるもの	
	席順とり	行列に並ばせ商品等を購入するなど
	屋台、露店等の売り子	店舗が固定していない
その他大学が好ましくないと判断するもの	公序良俗に反すると認められたり、学生が関与する労働として社会的に好ましくないと大学が判断したもの	